（別紙3）

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向け Ⅲ-3-1-3-1-2（6） 中小・地域金融機関向け Ⅱ-3-1-3-1-2（6）	本人確認、疑わしい取引の届出義務等として、盗難通帳等による預金等の不正払出しを防止するための態勢整備、顧客対応等に係る監督上の主な着眼点等を追記することとしているが、預金等の不正払出しへの対応については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえた対応であることから、本人確認、疑わしい取引の届出義務等に追記することは不適当ではないか。 預金等の不正払出しへの対応については、法令等遵守ではなく利用者保護等に記載すべきではないか。	業務の適切性等において、法令等遵守と利用者保護は矛盾するものではなく、法令等遵守を通じて利用者を保護するという側面もあります。 犯罪による収益の移転防止に関する法律においては、金融機関が本人確認を行なわなければならない取引として、預金又は貯金の受入れを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われるものなどを規定しています。こうしたことなども踏まえ、主な着眼点として、「預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認を行う態勢が整備されているか」といった記載を設けています。 なお、意見公募手続開始時の主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－３－１－２（7）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－３－１－３－１－２（7）については、それぞれⅢ－３－１－３－１－２（6）、Ⅱ－３－１－３－１－２（6）としています。	個人
	預金等の不正払出しへの対応については、預貯金者保護法及び預貯金者保護法の趣旨を踏まえた全銀協の申し合わせに係る対応であり、預貯金者等利用者の保護を目的としたものである。 犯収法の目的及びその対応と預貯金者保護法を踏まえた預金等の不正払出しへの対応は、異なるものであることから、主な着眼点（7）として追記することは不適当であると考えます。 また、犯収法は金融機関に対し、預金の払出し時には本人確認義務を課していないことから、監督上の着眼点として、（7）において「預金の支払等に当たって、本人確認を行う態勢が整備されているか」を設けることは犯収法の趣旨にも抵触しているのではないか。		個人
主要行等向け Ⅲ-3-1-3-1-2 (1)② 中小・地域金融機関向け Ⅱ-3-1-3-1-2 (1)②	コルレス先が「架空銀行と取引を行っていないこと」の確認については、全てのコルレス先に対して本改正後直ちに確認をすることまでは求められず、銀行として「コルレス先が架空銀行と取引を行っていないことを確認する」とのポリシーを採用したうえで、実務的にはコルレス契約の新規締結や定例的な見直し（例えば3年程度のサイクル）の際に順次確認を進めていくという方法でよいことを確認したい。	コルレス先が「架空銀行と取引を行っていないこと」の確認については、銀行として「コルレス先が架空銀行と取引を行っていないことを確認する」との方針・手続きを採用した上で、コルレス契約の新規締結や定例的な見直し（リスクに応じて3年以内）の際に確認を行うことで問題ありません。	全国銀行協会
	「上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢」とは、個別事案の対応について、必ずしも常に経営陣が意思決定を行うことを求めているものではなく、経営陣が示すコルレス契約に関する方針および手続きのもと、マネー・ローンダリング対策の所管部署の部長等が個別事案について適切な判断を行うなど、銀行として責任をもって問題事案に対応しうる態勢が構築されていればよいことを確認したい。	上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢とは、経営陣が示すコルレス契約に関する方針・手続きの下、マネー・ローンダリング対策を担当する所管部署の長（部長等）が個別事案について適切な判断を行うことを通じ、銀行として責任をもって問題事案に対応しうる態勢が構築されていれば問題ありません。	